

新宿区名誉区民顕彰事務処理要綱

8新総総第2176号
平成8年12月25日
12新総総第309号
平成12年4月20日改正

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区名誉区民条例（平成8年新宿区条例第37号以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、顕彰事務の処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(待遇及び特典)

第2条 条例第5条の規定に基づく待遇及び特典は次のとおりとする。

- (1) 顕彰時に称号記、名誉区民賞及び記念品を贈る。
- (2) 区及び財団等が行う行事へ招待する。
- (3) 区の刊行物を贈呈する。
- (4) 死亡時に弔意を表す。
- (5) その他必要と認める待遇及び特典を与えることができる。

(名誉区民賞)

第3条 名誉区民賞は、次のとおりとする。

- (1) 材質
 - ア 本章 純銀製（大蔵省検定マーク入り）七宝研えん仕上げ
 - イ 記章 本章を縮小したもの（金メッキ、ピン付）
- (2) 本章の規格及びデザイン
別紙のとおりとする。

(称号記)

第4条 称号記は、「透かし入別すき局紙耳なし」を用い、中央部に新宿区マークの透かしが入る。

- 2 規格は、日本工業規格B列3番とする。
- 3 文例は別途定める。

(会議の公開)

第5条 選定委員会は、公開とする。ただし、名誉区民の事績に関する調査及び検討を行うとき又は会長の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第6条 選定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

この要綱は平成8年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は平成12年4月20日から施行する。